

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 473 名

被告 東京電力株式会社

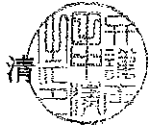
### 準 備 書 面 ( 1 2 )

平成 27 年 3 月 12 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、原告各自の個別の損害の主張書面に対し、概括的に次のとおり、主張を準備する。

なお、原告の個別の損害の主張書面に対応する個別の認否の書面は、本準備書面を総論とした各論として、一覧表にして随時提出するものとする。

## 第1 原告の個別の損害論に対する概括的な認否

### 1 認否

原告各自に係る事実関係については不知。事実関係を前提とする主張については争う。

### 2 反論

原告は、「避難に伴う精神的苦痛」と「ふるさと喪失による精神的苦痛」とをそれぞれ別個の慰謝料の根拠として主張している。

しかしながら、被告作成に係る平成26年11月25日付け準備書面(8)において被告が詳細に主張したとおり、原告がそれぞれ別個の損害として主張する「避難に伴う精神的苦痛」と「ふるさと喪失による精神的苦痛」の具体的な内容及び構成要素は、その大部分が重複している。

原告が主張する「ふるさと喪失による精神的苦痛」の具体的な内容については、基本的に「避難に伴う精神的苦痛」に包含されて評価されているものであり、それ以外には、中間指針第四次追補で示されている長期にわたる避難生活に伴う慰謝料と重複するものと考えられる。

この点、中間指針第四次追補は、「①長期間の避難の後、具体的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、②現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、③これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること等から、最終的に帰還するか否かを問わず、『長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』を一括して

賠償することとした。」と規定している（乙B66）。

避難に伴う精神的苦痛によっては評価し尽くされない別の損害であると原告が主張する「ふるさと喪失による精神的苦痛」は、上記中間指針第四次追補が規定している「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」（以下「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」という。）として評価されている。

なお、中間指針第四次追補は、移住を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償額について、次の基準を示しており、被告は、同基準に則って、本賠償手続ないしADRにおいて賠償を実施している。

「帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合には、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。」

## 第2 原告の各損害項目についての総論

被告は、原告各自の損害の主張書面における各損害項目について、次の基準に基づいて認否する。

### 1 居住用不動産について

被告作成に係る平成26年12月3日付け準備書面(10)記載のとおり。

### 2 家財道具について

被告作成に係る平成27年2月4日付け準備書面(11)記載のとおり。

居住されていた 場所	世帯構成 単身世帯の場合 (定額)	複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成ごとの加算額)			
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

### 3 避難生活等による精神的損害について

#### (1) 避難生活等による精神的損害に対する賠償額

月額10万円

但し、避難所での生活を含む月は、月額12万円。

#### (2) 移住を余儀なくされたことによる精神的損害

本件事故時に帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に居住されていた場合には、700万円。

#### (3) 精神的損害の増額

被告は、被告本賠償手続きにおけるご請求者の方々のご要望、ならびに原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例等を踏まえ、避難生活等による精神的損害に係る賠償に関して、要介護状態等のご事情をお持ちの方、恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方に対しては、精神的損害額に係る賠償額を増額している。(乙B67)

### 第3 避難指示等の区域設定の経緯及び変遷について

被告は、御庁から平成27年2月13日付「ご連絡」と題する書面により、各原告の本件事故当時の住所につき政府による避難等指示の内容及びその後の変遷を明らかにするよう釈明を求められている。

そこで、被告は、各原告の本件事故当時の住所についての政府による避難等指示の内容については、各原告ごとの一覧表に明示することとし、避難指示等の区域設定の経緯及び変遷について、図面(乙B68号証)を引用して、以下のとおり、概略を説明する。

1 まず、東日本大震災当日の平成23年3月11日に福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の半径3km圏内に避難指示が出され、福島第一原発の半径3kmから10km圏内に屋内退避指示が出された(乙B68の1(図面下の番号。以下同じ))。

2 次に、平成23年3月12日において、福島第一原発の半径20km圏内に避難指示が出され、福島第二原子力発電所(以下「福島第二原発」)の半径10km圏内に避難指示が出された(乙B68の2)。

当該乙B68の2記載の地域が、政府が原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域(避難指示区域)である。

3 また、平成23年3月15日には、福島第一原発の半径20kmから30km圏内に屋内退避指示が出された(乙B68の3)。

この区域は、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域(屋内退避指示区域)である。

- 4 平成23年4月21日において、福島第二原発にかかる避難指示の対象区域について、半径10km圏内から半径8km圏内へ変更された（乙B68の4）。

これにより、避難指示区域は、福島第一原発の半径20km圏内に集約されることとなった。

- 5 翌平成23年4月22日には福島第一原発の半径20km圏外の特定地域が計画的避難区域及び緊急時避難準備区域として指定されるとともに、同指定に伴い、屋内退避区域が解除された（乙B68の5）。

計画的避難区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域で、福島第一原発から半径20km以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね1か月程度の間、同区域外に計画的に避難することが求められる区域とされている。

また、緊急時避難準備区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域であり、福島第一原発から半径20km以上30km圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域とされた。

さらに、平成23年4月22日においては、福島第一原発の半径20km圏内（海域を含む）が警戒区域として設定された（乙B68の6）。警戒区域とは、原則として立入が禁止される区域とされており、立入制限、退去命令（罰則規定を伴う厳しい規制）が行われる区域となっている。

なお、上記の避難区域（警戒区域）、屋内退避区域、計画的避難区域及び

緊急時避難準備区域については、その外縁は、必ずしも福島第一原発又は福島第二原発からの一定の半径距離で設定されているわけではなく、行政区や字単位による特定など、個々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。

- 6 その後、平成23年9月30日において、緊急時避難準備区域の指定が解除された（乙B68の7、8）。

なお、警戒区域や計画的避難区域の外にもホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地点が点在することから、平成23年6月16日に政府の原子力災害対策本部が特定避難勧奨地点を指定した。

特定避難勧奨地点とは、政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点をいい、計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点とされている。（乙B68の7、8参照）。

以上